

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

- (1) **小規模市町村における包括的な支援体制の整備**
小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。
※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。
- (2) **特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化**
中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。
- (3) **頼れる身寄りがない高齢者等への支援の実施**
頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。
- (4) **成年後見制度等の適切な利用の支援**
成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。
- (5) **有料老人ホーム制度の見直し**
中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。
- (6) **介護保険事業（支援）計画の見直し**
介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

- (1) **福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進**
福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。
- (2) **介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し**
令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。
- (3) **ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止**
介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

- (1) **社会福祉連携推進法人制度の活用推進**
社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。
- (2) **災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化**
災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和9年4月1日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)

見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

いわゆる「囲い込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム（※1）について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

（※1）対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象（※）の「住宅型ホーム」について、
・相談支援（ケアマネジメント）事業者
・介護サービス事業者
の独立性を確保する措置（※2）を導入します。

（※2）特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理等

② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で
・ケアプラン作成
・地域生活相談（地域活動等の参加への支援）
を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します（※3）。
（登録施設介護（予防）支援）

（※3）当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

（※）登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象（※）の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、
・運営・人員基準（※4）
・利用者保護に関する規制
を導入します。

（※4）現行の標準指導指針を遵守しているホームにとり、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象（※）の「住宅型ホーム」に対し、
・新たな相談支援類型による適切な相談支援
・適切な介護サービスの利用
を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入（再掲 ※左記参照） 介護保険法

④ 利用者負担の均衡 介護保険法

新たな相談支援類型については、「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担（原則として1割）を求めます（※5）。

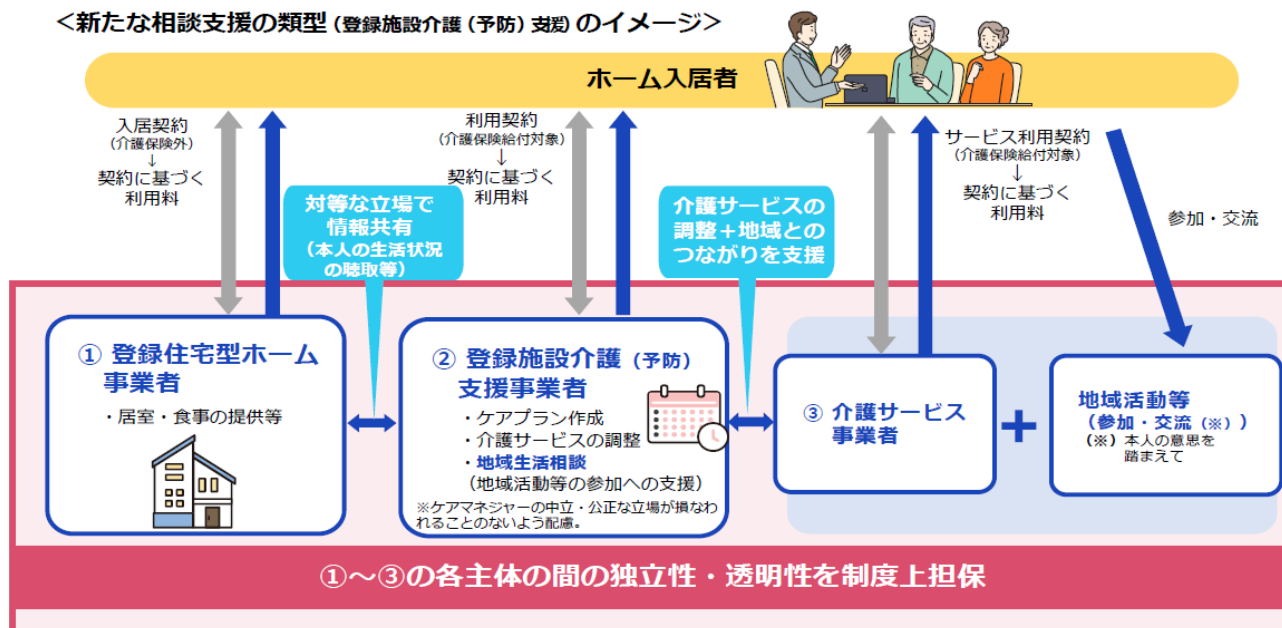
（※5）費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

施行日：令和9年4月1日、法律の公布後2年以内に政令で定める日又は法律の公布後3年以内に政令で定める日（円滑な移行のための所要の経過措置を設ける）

1. (5) 有料老人ホーム制度の見直し(新たな相談支援の仕組み)

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

<新たな相談支援の類型(登録施設介護(予防)支援)のイメージ>



※ 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)では、①～③を一体的に提供(外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供)

【参考】

有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 開催経緯

趣旨・目的

- 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保は重要であり、そのニーズの高まりや多様化に伴い、有料老人ホーム(※)の数は増加するとともに、提供されるサービスも民間の創意工夫により多様化している。一方、**入居者に対する過剰な介護サービスの提供(いわゆる「囲い込み」)**に加え、**入居者保護や入居者紹介事業をめぐる事案など、有料老人ホームの運営や提供されるサービスに関する透明性・質の確保に関する課題**もある。
(※) 高齢者の約96%は有料老人ホームに該当
- こうした状況を踏まえ、**有料老人ホームの多様な運営方法やサービスの提供実態を把握するとともに、多様なニーズに対応しつつ、運営やサービスの透明性・質の確保を図るための方策等**を検討。

構成員等

◎：座長、○：座長代理

○井上由起子 日本社会事業大学専門職大学院教授
植村 健志 一般社団法人 全国介護付きホーム協会副代表理事
江澤 和彦 公益社団法人 日本医師会常任理事
川田 力也 民間介護事業推進委員会代表委員
木本 和伸 大阪府福祉部高齢介護室介護支援課長
倉田 賢世 熊本大学法学部教授
○駒村 康平 慶應義塾大学経済学部教授
高野 龍昭 東洋大学福祉社会デザイン学部教授
田母神裕美 公益社団法人 日本看護協会常任理事

中澤 俊勝 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会理事長
(高齢者住まい事業者団体連合会副代表幹事)
濱田 和則 一般社団法人 日本介護支援専門員協会副会長
北條 雅之 横浜市健康福祉局高齢健康福祉部高齢施設課長
保木口知子 独立行政法人 国民生活センター理事
宮本 俊介 一般社団法人 高齢者住宅協会住宅・住生活部会部会長
矢田 尚子 日本大学法学部准教授
(オブザーバー)
里村 浩 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会事務局局長兼常務理事
村上 かつお 一般社団法人 全国介護事業者連盟事務局長
田中 規倫 国土交通省住宅局安心居住推進課長
(11月5日時点)

これまでご議論・ご意見いただいた事項

(1) 有料老人ホームの運営及びサービス提供のあり方

- (i) **有料老人ホームにおけるサービスの質の確保等**
有料老人ホームをはじめとする高齢者住まいの役割、有料老人ホームにおける介護・医療サービスの質の確保、安全性の確保
- (ii) **入居者による有料老人ホームやサービスの適切な選択**
入居契約の性質や契約規則の必要性、望ましい情報提供のあり方、入居契約時において説明されるべき事項、高齢者や家族等への意思決定支援の必要性
- (iii) **入居者紹介事業者の透明性や質の確保**
入居者紹介事業者の役割と課題、入居者紹介事業の透明性や質の確保等について
- (iv) **有料老人ホームの定義について**
- (v) **地域毎のニーズや実態を踏まえた介護保険事業(支援)計画の作成に向けた対応**

(2) 有料老人ホームの指導監督のあり方

届出制や標準指導指針による現行制度の課題、参入時の規制のあり方、標準指導指針や参入後の規制のあり方、行政処分との関係と対応の方策

(3) 有料老人ホーム等における囲い込み対策のあり方

- (i) **住宅型有料老人ホームにおける介護サービスの提供**
出来高報酬型の介護保険サービス等が一体的に提供されている事業経営モデルの問題点、当該事業経営モデルにおけるケアマネジャーの独立性・中立性の確保、当該事業経営モデルにおける事業運営の透明性の向上
- (ii) **特定施設入居者生活介護**
特定施設への移行や外部サービス利用型の活用促進等について

開催状況

(第1回) 2025年4月14日 現状・課題について
(第2回) 2025年4月28日 ヒアリング
(第3回) 2025年5月19日 ヒアリング
(第4回) 2025年6月20日 これまでの議論の整理案について
2025年7月25日 これまでの議論の整理

(第5回) 2025年9月16日 これまでの議論の整理を踏まえた検討の方向性について
(第6回) 2025年10月3日 とりまとめに向けた議論について
(2025年10月8日～10月21日 パブリックコメント実施)
(第7回) 2025年10月31日 とりまとめ案について
2025年11月5日 とりまとめ

(資料：令和8年7月15日全国介護保険担当課長会議資料及び有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会資料(いずれも厚生労働省)より抜粋)